

第 61 号議案

大田区公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区公共物管理条例の一部を改正する条例

大田区公共物管理条例(平成 14 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

| | | |
|---------|---|---------|
| 6,750円 | | 6,930円 |
| 10,300円 | | 10,600円 |
| 13,900円 | | 14,300円 |
| 4,480円 | | 5,370円 |
| 7,240円 | | 8,680円 |
| 9,980円 | | 11,970円 |
| 600円 | | 610円 |
| 60円 | | 61円 |
| 36円 | | 37円 |
| 5,900円 | | 6,070円 |
| 3,610円 | | 3,710円 |
| 12,000円 | | 12,300円 |
| 18,000円 | を | 18,300円 |
| 11,300円 | | 12,300円 |
| 140円 | | 140円 |
| 250円 | | 260円 |
| 360円 | | 370円 |
| 540円 | | 550円 |
| 720円 | | 740円 |
| 1,080円 | | 1,110円 |
| 1,440円 | | 1,480円 |
| 2,530円 | | 2,600円 |
| 3,610円 | | 3,710円 |
| 7,230円 | | 7,430円 |
| 8,680円 | | 10,410円 |
| 11,300円 | | 12,300円 |

に、

| |
|---------|
| 9,020円 |
| 5,410円 |
| 8,040円 |
| 180円 |
| 18,000円 |
| 18,000円 |
| 9,640円 |
| 180円 |
| 18,000円 |

を

| |
|---------|
| 9,180円 |
| 5,510円 |
| 8,190円 |
| 180円 |
| 18,300円 |
| 18,300円 |
| 9,910円 |
| 180円 |
| 18,300円 |

に、

| | | |
|---------|---------|---------|
| アーチ式工作物 | 1基につき1年 | 90,200円 |
|---------|---------|---------|

を

| | | |
|---------------------|------------------|----------------|
| アーチ式工作物 | 1基につき1年 | 91,800円 |
| 道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物 | 占有面積1平方メートルにつき1年 | 12,300円 |
| 道路法施行令第7条第3号に掲げる施設 | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.024を乗じて得た額 |

に、

| |
|---------|
| 15,400円 |
| 5,000円 |
| 18,000円 |
| 11,300円 |

を

| |
|---------|
| 18,300円 |
| 6,000円 |
| 18,300円 |
| 12,300円 |

に、

| | | | |
|--------------------------|----------------------------|------------------|----------------|
| 道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物 | 上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.006を乗じて得た額 |
|--------------------------|----------------------------|------------------|----------------|

を

| | | | |
|--|--------|--|----------------|
| | その他のもの | | Aに0.024を乗じて得た額 |
|--|--------|--|----------------|

」

「

| | | | | |
|--------------------------|--------|----------------|------------------|----------------|
| 道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物 | 建築物 | 階数が1のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.006を乗じて得た額 |
| | | 階数が2のもの | | Aに0.008を乗じて得た額 |
| | | 階数が3のもの | | Aに0.011を乗じて得た額 |
| | | 階数が4以上のもの | | Aに0.012を乗じて得た額 |
| | その他のもの | Aに0.024を乗じて得た額 | | |

に

」

改める。

別表第2中

「

| |
|--------|
| 3,524円 |
| 1,872円 |
| 3,745円 |
| 621円 |
| 3,745円 |

を

「

| |
|--------|
| 3,796円 |
| 1,898円 |
| 3,796円 |
| 632円 |
| 3,796円 |

に改める。

」

」

付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料について適用し、同日前に既に納入の通知が行われ、当該通知に係る占用又は使用の期間に属するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

公共物の占用料及び使用料の額を改定するため、条例を改正する必要があるの
で、この案を提出する。

第 62 号議案

大田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立公園条例の一部を改正する条例

大田区立公園条例（昭和 52 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 10 号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加え、同号を同条第 12 号とし、同条第 9 号の次に次の 2 号を加える。

- (10) ごみその他の汚物を捨てること。
- (11) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。

別表第 1 の 3 公園の占用料の項中

| | | | | | |
|--------|----------|---|--------|----------|---------|
| | 1,340 円 | | | | 1,377 円 |
| | 595 円 | | | | 612 円 |
| | 993 円 | | | | 1,020 円 |
| | 993 円 | | | | 1,020 円 |
| | 397 円 | | | | 408 円 |
| | 993 円 | | | | 1,020 円 |
| 地上露出部分 | 601 円 | を | 地上露出部分 | 721 円 | に |
| 地下部分 | 297 円 | | 地下部分 | 306 円 | |
| | 462 円 | | | 510 円 | |
| | 686 円 | | | 823 円 | |
| | 7,920 円 | | | 8,160 円 | |
| | 12,375 円 | | | 12,750 円 | |
| | 33 円 | | | 34 円 | |

改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、

公布の日から施行する。

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の占有に係る占有料について適用し、同日前に既に納入の通知が行われ、当該通知に係る占有の期間に属するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

占有料を改定するほか、公園内における禁止行為について規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 63 号議案

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例(昭和 55 年条例第
19 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条各号列記以外の部分中「第 10 号」を「第 1 号」に改め、同条第 1 号から
第 9 号までを削り、同条中第 10 号を第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 大田区立公園条例(昭和 52 年条例第 19 号) 第 4 条各号に掲げる行為を
すること。

第 3 条第 11 号を削る。

第 8 条第 1 項第 1 号中「(昭和 52 年条例第 19 号)」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公園内における禁止行為について、規定を整備するため、条例を改正する必要
があるので、この案を提出する。

第 64 号議案

大田区立児童遊園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立児童遊園条例の一部を改正する条例

大田区立児童遊園条例(昭和 52 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 大田区立公園条例(昭和 52 年条例第 19 号)第 4 条第 2 号から第 11 号までに掲げる行為をすること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、児童遊園の風致を害し、又は児童遊園の管理上支障があると認められる行為をすること。

第 3 条第 4 号から第 10 号までを削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童遊園内における禁止行為について、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 65 号議案

大田区立多摩川田園調布緑地条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立多摩川田園調布緑地条例の一部を改正する条例

大田区立多摩川田園調布緑地条例（昭和 53 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

(2) 大田区立公園条例（昭和 52 年条例第 19 号）第 4 条第 2 号から第 11 号までに掲げる行為をすること。

第 3 条第 3 号から第 9 号までを削り、同条第 10 号中「前各号」を「前 2 号に掲げるもの」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 5 条第 1 項中「（昭和 52 年条例第 19 号）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

緑地内における禁止行為について、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 66 号議案

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立児童館条例の一部を改正する条例

大田区立児童館条例（昭和 42 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表同仲六郷児童館の項を削る。

付 則

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

仲六郷児童館を廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 67 号議案

大田区立共同利用施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立共同利用施設条例の一部を改正する条例

大田区立共同利用施設条例（昭和 59 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 集会室の項中「1,600 円」を「1,500 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 68 号議案

大田区立多摩川集会室条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立多摩川集会室条例の一部を改正する条例

大田区立多摩川集会室条例（平成 10 年条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

| 使用区分 施設名 | 使用日 | 午前 | 午後 | 夜間 | 全日 |
|-------------|----------------|---------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| | | 午前 9 時～ 正午 | 午後 1 時～ 午後 5 時 | 午後 6 時～ 午後 10 時 | 午前 9 時～ 午後 10 時 |
| 第一集会室 | 平日 | 600 円 | 1,200 円 | 1,800 円 | 3,600 円 |
| | 土曜日・日 曜日・休日 | 700 円 | 1,400 円 | 2,100 円 | 4,200 円 |
| 第二集会室 | 平日 | 600 円 | 1,200 円 | 1,800 円 | 3,600 円 |
| | 土曜日・日 曜日・休日 | 700 円 | 1,400 円 | 2,100 円 | 4,200 円 |
| 和室集会室 | 平日 | 620 円 | 1,200 円 | 1,800 円 | 3,620 円 |
| | 土曜日・日 曜日・休日 | 740 円 | 1,500 円 | 2,200 円 | 4,440 円 |

別表備考中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 2 使用区分以上を使用する場合に限り、中間の時間（正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの間際の時間に係る料金は、徴収しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表備考の改正規

定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表中備考以外の部分の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 69 号議案

大田区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

大田区子ども家庭支援センター条例（平成 14 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 会議室 1 の項中「2,300 円」を「2,200 円」に、「2,900 円」を「2,200 円」に改め、同表会議室 2 の項中「1,900 円」を「1,500 円」に、「1,000 円」を「1,100 円」に、「1,500 円」を「1,400 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

（提案理由）

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 70 号議案

大田区立保育園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立保育園条例の一部を改正する条例

大田区立保育園条例（昭和 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表同上池台保育園の項及び同北糀谷保育園の項を削り、同表同六郷保育園の項中「南六郷三丁目 10 番 1 号」を「南六郷三丁目 10 番 11 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表同六郷保育園の項の改正規定は、同年 5 月 6 日から施行する。

（提案理由）

上池台保育園及び北糀谷保育園の廃止並びに六郷保育園の移転のため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。